



合格

実家信託アドバイザー®

| 特

| 典

| 動

| 画

Part 1



実家信託で親孝行を
応援します！



一般社団法人
実家信託協会



0120-44-0855

しあわせ

おやこうこう

実家信託アドバイザー®の理念と使命

いっとう しょうぐう

理念 一燈照隅

大きな偉業を成し遂げなくても、
ひとり、ひとりが灯火となって、自分のまわりを照らしていくと
社会全体を明るくすることができます。

実家信託アドバイザーの使命

- ◆ 実家信託アドバイザーは、実家の空き家を予防し「笑顔あふれる街づくり」をサポートします
- ◆ 実家信託アドバイザーは、親孝行を応援し「介護離職のない社会」をめざします
- ◆ 実家信託アドバイザーは、円満家族と「専門家とのかけはし」になります
- ◆ 実家信託アドバイザーは、不動産の流通を円滑にして「日本の元氣」を応援します



試験合格者には特典動画を進呈！



★ 民法改正と実家信託

★ 実家信託パックの契約と手続

- ① 実家信託パックとは？
- ② 実家信託パックの流れと活用診断

★ 実家信託のアプローチ & トーク

- ケース1 ▶ 介護や相続で迷惑をかけたくない親
- ケース2 ▶ 介護費用を「立て替える」つもりの子ども
- ケース3 ▶ 「おひとりさま」や相続人のいない夫婦
- ケース4 ▶ 親と「同居」している子ども
- ケース5 ▶ 実家を売るつもりがない



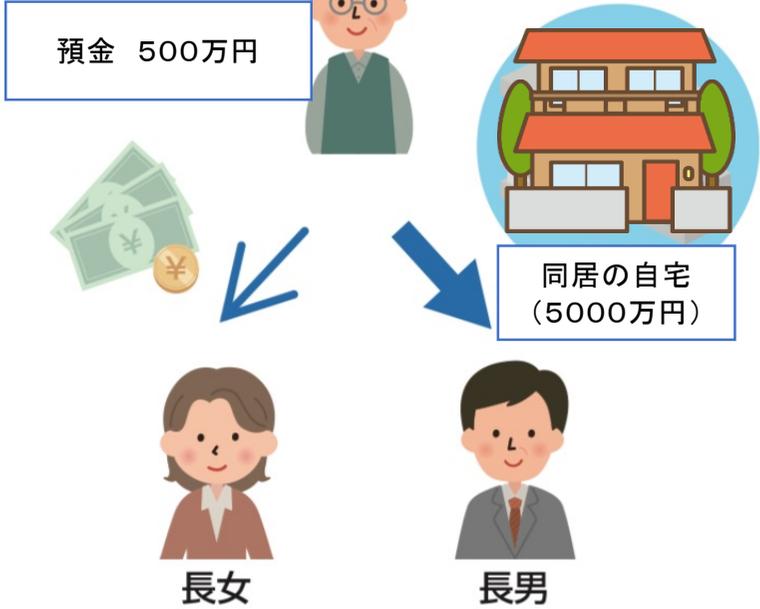


モタモタしていても

P40-41

相続法改正前
(2019年7月1日以前)

事例



相続法改正パンフレット (法務省) を一部修正

遺言: 自宅は全部、同居の長男へ相続させる、
➤ 満足しない長女は...

長男が登記をモタモタしていると...

長女が一人で、1/2長男、1/2長女の
登記が可能

みなさん、
ご存知ない

1/2長女持分を業者へ売却

旧相続法では！ 遺言を出したら
長男は取り戻しできた





P42

モタモタしていたら・・・

相続法改正後

事例

預金 500万円

被相続人



同居の自宅
(5000万円)



長女



長男

自宅は全部長男への遺言で満足しない長女は・・・

長男が登記をモタモタしていると

特に自筆証書
遺言は最悪

長女が一人で、1/2長男、1/2長女の
登記が可能

1/2長女持分を他人へ売却

新相続法では！モタモタの長男は
取り戻しできない





遺言だけだと

P172

◆遺言だけだと

→相続発生後、いち早く、登記や登録する必要があります！

生前に実家信託で名義を変えておけば、モタモタしていても大丈夫

実家は全部長男への遺言で満足しない長女は . . .

長男がモタモタしていても . . .

生前に不動産の名義は
長男へ変更済み！

新相続法では！
実家信託の必要性が増します！

事例

預金 500万円

被相続人



同居の自宅
(5000万円)



長女



長男



実家の活用で、親孝行を実現します

実家信託のメリット

- 実家の所有者が認知症になっても、**成年後見を使わず**に実家を貸したり、売ったりできる
- 実家信託では実家を子ども名義に**変えるときに税金が少なくてすむ**
- 実家信託で、実家を売るときは**マイホーム特例**を使って一人当たり3000万円まで控除できる。
- 同居の子どもが実家を継ぐ場合、実家信託は**遺言の代わり**となるため、承継先を同居の子どもにすることができる
- (**相続税が課税される**ケース) 実家の承継を、父→母→子と順に決めておけば、**父の死亡時に母が重い認知症**になっても、成年後見制度を使わずにすみ、**相続税の軽減**が使える





日本の「モッタイナイ」をなくしたい！

- ◆モッタイナイ① 空き家が増える
- ◆モッタイナイ② 親の財産が凍結
- ◆モッタイナイ③ 家族が争う

実家信託を
インフラに！



一般社団法人
実家信託協会

実家信託アドバイザーは
ご縁のある方々へ、安心できる
明るい未来を提供しましょう

実家信託で
親孝行のお子さんを応援します！



一般社団法人
実家信託協会